

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		家賃の減免又は徴収猶予決定		
根拠法令及び条項		公営住宅(昭和 26 年法律第 193 号)第 16 条第 4 項、第 19 条		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 16 条		
	基 準	条例第 16 条に定めるところによる。 ○条例第 16 条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気になったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 4～7 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 4～7 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				